

議提第1号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

会議規則第14条の規定により、北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年1月27日 提出

提出者	北本市議会議員	今 関 公 美
賛成者	北本市議会議員	金 森 すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛 呂 一 夫
賛成者	北本市議会議員	小久保 博 雅
賛成者	北本市議会議員	斉 藤 章
賛成者	北本市議会議員	永 井 司
賛成者	北本市議会議員	青 野 康 子
賛成者	北本市議会議員	高 橋 誠
賛成者	北本市議会議員	工 藤 日出夫
賛成者	北本市議会議員	大 嶋 達 巳
賛成者	北本市議会議員	村 田 裕 子
賛成者	北本市議会議員	桜 井 卓
賛成者	北本市議会議員	保 角 美 代
賛成者	北本市議会議員	諏 訪 幸 男
賛成者	北本市議会議員	岡 村 有 正
賛成者	北本市議会議員	湯 沢 美 恵
賛成者	北本市議会議員	中 村 洋 子
賛成者	北本市議会議員	島 野 和 夫
賛成者	北本市議会議員	現王園 孝 昭

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の市議会議員の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の市議会議員の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市議会議員の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。